

令和3年12月20日
東北電力株式会社

新規制基準未適合炉に係る緊急時対策支援システム伝送項目追加対応について

1. 経緯

令和元年9月25日に発出された「緊急時対策支援システムへの伝送項目の追加について（依頼）」（原規総発第1909255号）に基づき、新規制基準に適合していない実用発電用原子炉施設については、令和3年度末を目途に使用済燃料貯蔵槽に関するデータを緊急時対策支援システム（以下、「E R S S」という。）への伝送項目として追加することが求められております。

当社においても本件に係る対応を進めていたところでございますが、女川原子力発電所3号機において、プロセス計算機の更新工事が令和3年度末に竣工予定であったところ、新型コロナウイルス感染症の影響により部品の納入が遅れており、竣工時期が遅れる見通しとなっております。当該計算機はE R S Sに伝送するデータを蓄積している機器であることから、使用済燃料貯蔵槽に関するデータの伝送が開始できない状況となりました。

なお、女川原子力発電所2号機および東通原子力発電所1号機については、計画どおり、令和3年度末までにE R S Sへ使用済燃料貯蔵槽に関するデータの伝送を開始する予定となっております。

2. 今後の対応について

(1) E R S S伝送開始時期

現時点で女川原子力発電所3号機に係るE R S Sへの伝送項目追加は、以下のとおり伝送開始する予定となっております。

[当初予定] 令和4年3月末

[現在の見通し] 令和4年7月末頃予定（4ヶ月遅れ）

(2) 伝送開始までの対応

今回E R S Sへの伝送項目に追加する燃料交換エリア放射線モニタ（L, H）については、以前から設置されている計器であることから、伝送開始予定であった令和4年3月末から伝送を開始するまでの期間、予め定められている伝送停止時の代替措置に基づき、原子力規制庁殿にメールによりデータの報告を行います。

(3) 原子力事業者防災業務計画に係る対応

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画において、使用済燃料貯蔵槽に関する伝送項目の追加対応は、令和3年度末を目途に実施する旨記載しておりますが、伝送データ項目の追加工事完了後、伝送を開始する旨の記載に変更させていただきたい。

図 女川3号機に係るE R S S 伝送項目追加対応スケジュール

令和3年度	令和4年度				
	3月	4月	5月	6月	7月
▽伝送開始期日					
▽当初予定			传送開始までの期間、代替措置を実施		▽传送開始

以 上